

薬局開設許可申請に必要な書類等

・ 下記の項目を確認し、チェック欄 にチェック をお願いします。

- ① 薬局開設許可申請書〔様式第1〕
- ② 付近見取図
- ③ 平面図〔様式1〕
- ④ 構造設備の概要〔別紙3〕
- ⑤ 調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売若しくは授与を行う体制の概要〔別紙〕
- ⑥ 管理者及びその他の薬剤師又は登録販売者〔別紙1〕
- ⑦ 使用関係を証する書類〔様式3〕
- ⑧ 薬剤師免許証、販売従事登録証 ※
- ⑨ 登記簿謄本（法人のみ）（6ヶ月以内のもの） ※
- ⑩ 診断書〔様式2〕（申請者が精神機能障害のおそれがある場合のみ）
（個人の場合 → 申請者， 法人の場合 → 業務に責任を有する役員）
- ⑪ 上記⑤に記載のある指針及び手順書の写し
- ⑫ 許可申請手数料 29,200円 （現金）
- ⑬ 特定販売に関する事項（実施する場合のみ）〔別紙4〕
- ⑭ 健康サポート薬局届出書添付書類（実施する場合のみ）〔別紙5〕
- ⑮ 薬剤師不在時の対応（実施する場合のみ）〔別紙6〕
- ⑯ 薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書（実施する場合のみ）

※ ⑧及び⑨については、原本を持参し写しの原本確認を行う又は写しに以下の(ア)から(ウ)までの事項を記載して原本証明がなされたものを提出してください

- (ア) 当該写しが原本と相違ない旨
- (イ) 原本証明を行った年月日
- (ウ) 証明者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

・ 薬局の開設にあたっての確認事項

- 保険指定の件は、九州厚生局 鹿児島事務所に確認済みですか？
- 麻薬小売業の免許申請は行いますか？ はい→県庁薬務課へ いいえ
- 高度管理医療機器販売業等の許可申請は行いますか？ はい→当係へ いいえ
- 毒物劇物販売業の登録申請は行いますか？ はい→当係へ いいえ
- 薬局製剤は取り扱いますか？ はい 当係へ いいえ
- 許可後は、速やかに「薬局機能情報届」を県庁薬務課へ提出してください。

・ 薬局調査日までに用意しておくもの

- 店内掲示
- 調剤に必要な設備及び器具
- 医薬品のリスク区分別陳列棚
- 行政が適切な監督に必要な構造設備（特定販売のみを行う時間がある場合）

保険指定申請窓口

九州厚生局 鹿児島事務所
住所：鹿児島市東郡元町4番1号
鹿児島第二地方合同庁舎3階
電話：099-201-5801

※ 開設日の前月20日までには（正確な日付は九州厚生局 鹿児島事務所にご確認ください。）、必ず保健所から薬局開設許可証が発行されている状態にするため、余裕をもって申請を行なってください。